

労働・助成金情報特急便

第2号 (2011年5月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

先月より発行している「労働・助成金情報特急便」の第2号です。第1号はいかがでしたでしょうか。少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。さて今月は「試行（トライアル）雇用制奨励金」「3年以内既卒者採用拡大奨励金」「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の紹介です。

✚ 試行（トライアル）雇用奨励金

➤ トライアル雇用の概要

事業主はハローワークが紹介する対象労働者を原則3か月（1か月又は2か月の実施や実施後に一定期間の延長をすることも可能）試験雇用を行い、対象労働者の適正や能力などを実際に見極めたうえでトライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。

また、要件を満たす事業主には、「試行（トライアル）雇用奨励金」が支給されます。

➤ トライアル雇用奨励金の金額

対象労働者1人につき、月額4万円 × 最大3か月間

➤ 対象労働者

1. 中高年齢者
 2. 若年者
 3. 母子家庭の母等
 4. 障害者
- などです。

➤ トライアル雇用奨励金の支給要件

- ☆ トライアル雇用の求人票を事前にハローワークに提出していること
 - ☆ 採用後トライアル雇用実施計画書をハローワークに提出すること
 - ☆ 過去6か月からトライアル雇用終了までの間、解雇したことがない事業主であること。
 - ☆ 通常の労働者の所定労働時間と同程度の労働時間とすること
- などです。

✚ 3年以内既卒者採用拡大奨励金及び特例措置

➤ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の概要

ハローワークにおいて、事業主に対し既卒者の応募機会の拡大の周知・啓発を行うとともに、卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」が支給されます。

➤ **3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の金額**

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、1事業所1回限り100万円

➤ **対象労働者**

大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者（平成20年3月以降の卒業生）

➤ **トライアル雇用奨励金の支給要件**

- ☆ 既卒者も応募可能な新卒求人票をハローワークに提出していること
- ☆ ハローワークの紹介であること
- ☆ 過去6ヶ月間、事業主の都合により解雇したことがない事業主であること。
- ☆ トライアル雇用後は正規雇用で雇入れること
などです。

➤ **東日本大震災に伴う特例措置**

特例措置求人を提出し、正規雇用から6ヵ月定着した場合に、**120万円**

1事業所10回限り（震災特例対象者10人まで）支給可能

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金及び特例措置

➤ **トライアル雇用の概要**

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」が支給されます。

➤ **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の金額**

トライアル雇用期間（原則3か月） 1人当たり、月額10万円（最大30万円）

トライアル雇用後の正規雇用 1人当たり、50万円

➤ **対象労働者**

未内定の大学生、高校生等（平成20年3月以降の卒業生）

➤ **トライアル雇用奨励金の支給要件**

- ☆ 既卒者トライアル雇用の求人票を事前にハローワークに提出していること
- ☆ ハローワークの紹介であること
- ☆ 過去6ヶ月間、事業主の都合により解雇したことがない事業主であること。
- ☆ トライアル雇用後は正規雇用で雇入れること
などです。

➤ **東日本大震災に伴う特例措置**

震災特例専用求人を提出し、正規雇用から3ヵ月定着した場合に、**60万円**

ご不明な点は、いつでもご相談ください。